



鳥労発基 0424 第 6 号  
令和 8 年 4 月 2 4 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を  
改正する政令等（個人事業者等関係）の施行について

日頃から、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）については、令和 7 年 5 月 14 日に公布され、その主たる内容については、同日付け基発 0514 第 1 号をもって通達されたところですが、今般、改正法の一部が令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 361 号。以下「整備政令」という。）が令和 7 年 10 月 31 日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 3 号。以下「整備省令」という。）が令和 8 年 1 月 20 日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示（令和 8 年厚生労働省告示第 44 号。以下「整理告示」という。）が令和 8 年 2 月 20 日にそれぞれ公布され、いずれも令和 8 年 4 月 1 日に施行又は適用されることとなっております。

今般、改正法、整備政令、整備省令及び整理告示のうち、個人事業者等関係部分について、別添のとおり令和 8 年 3 月 30 日付け基発 0330 第 1 号をもって厚生労働省労働基準局長から通達がありましたので、貴団体におかれましてもご承知いただきますとともに、傘下会員事業場等がおられる団体等につきまして、関係事業者に対して周知を図っていただきますようお願いいたします。

**参考** 通達等ダウンロード先

○参考ホームページ

厚生労働省ホームページ「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）」内

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html)



鳥取労働局ホームページ「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律について」（労働安全衛生法及び作業環境測定法改正関係周知用ページ）

[https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage\\_02761.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_02761.html)



1. 関係通達 令和8年3月30日付け基発0330第1号

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令等（個人事業者等関係）の施行について

**ダウンロード先** 厚生労働省ホームページ内

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001682840.pdf>



2. 関係政令 令和7年政令第361号

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令

**ダウンロード先** 厚生労働省ホームページ内

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H251104K0010.pdf>



3. 関係省令 令和8年厚生労働省令第3号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

**ダウンロード先** 厚生労働省ホームページ内

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001660308.pdf>



4. 関係告示 令和8年厚生労働省告示第44号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示

**ダウンロード先** 厚生労働省ホームページ内

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001682749.pdf>

